（上席児童扶養手当監査官及び児童扶養手当監査官、上席社会福祉監査官及び社会福祉監査官、上席生活保護監査官及び生活保護監査官、障害福祉サービス業務検査官並びに自立支援指導官）

第七百二十二条　健康福祉課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一　北海道厚生局、東北厚生局、東海北陸厚生局、中国四国厚生局及び九州厚生局　次に掲げるもの

イ～ホ　（略）

ヘ　生活保護監査官一人（北海道厚生局及び東北厚生局にあっては、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

ト　障害福祉サービス業務検査官一人（東海北陸厚生局にあっては、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

チ　（略）

二・三　（略）

2～9　（略）

（次長）

第七百二十七条の四　麻薬取締部（関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。）に、次長を置く。

2　（略）

（麻薬取締部に置く課等）

第七百二十八条　麻薬取締部に、次に掲げる課を置く。

調査総務課

（削る）

捜査第一課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局を除く。）

捜査第二課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局を除く。）

特別捜査課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局を除く。）

捜査課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局に限る。）

密輸対策課（関東信越厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局に限る。）

国際情報課（関東信越厚生局に限る。）

鑑定課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局を除く。）

情報管理分析課（関東信越厚生局に限る。）

2　前項に掲げる課のほか、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一　北海道厚生局　次に掲げるもの

イ・ロ　（略）

ハ　密輸対策官一人

二　東北厚生局及び中国四国厚生局　次に掲げるもの

イ　鑑定官一人

ロ　密輸対策・情報官一人

三　関東信越厚生局　密輸・広域事犯管理官一人

（削る）

（削る）

四　東海北陸厚生局　次に掲げるもの

イ・ロ　（略）

（削る）

（上席児童扶養手当監査官及び児童扶養手当監査官、上席社会福祉監査官及び社会福祉監査官、上席生活保護監査官及び生活保護監査官、障害福祉サービス業務検査官並びに自立支援指導官）

第七百二十二条　健康福祉課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一　北海道厚生局、東北厚生局、東海北陸厚生局、中国四国厚生局及び九州厚生局　次に掲げるもの

イ～ホ　（略）

ヘ　生活保護監査官一人（北海道厚生局にあっては、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

ト　障害福祉サービス業務検査官一人

チ　（略）

二・三　（略）

2～9　（略）

（次長）

第七百二十七条の四　麻薬取締部（関東信越厚生局に限る。）に、次長を置く。

2　（略）

（麻薬取締部に置く課等）

第七百二十八条　麻薬取締部に、次に掲げる課を置く。

調査総務課

捜査企画情報課（関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。）

捜査第一課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局を除く。）

捜査第二課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局を除く。）

特別捜査課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局を除く。）

捜査課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局に限る。）

密輸対策課（関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。）

国際情報課（関東信越厚生局に限る。）

鑑定課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局を除く。）

（新設）

2　前項に掲げる課のほか、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一　北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局　次に掲げるもの

イ・ロ　（略）

ハ　指定薬物専門官一人

（新設）

二　関東信越厚生局　次に掲げるもの

イ　情報官一人

ロ　指定薬物専門官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

三　東海北陸厚生局　次に掲げるもの

イ・ロ　（略）

ハ　指定薬物専門官一人